

Web口座振替受付サービス業務 仕様書

令和6年4月8日

掛川市

Web口座振替受付サービス業務 仕様書

本仕様書は、掛川市が行う「Web口座振替受付サービス業務」において、必要な事項を定めるものとする。

1 業務目的

現在、税・料金等の口座振替登録は、金融機関の窓口のみの受付となっており、手続きの際に銀行印の押印が必要な他、各金融機関の営業時間内にしか手続きができないことなどから、口座振替登録件数は伸び悩み傾向にある。

また、記載内容の確認や記入漏れ等による再提出などにより、口座振替登録の申請から登録完了までに多くの時間を要するため、申請者が希望する納期に間に合わないことなども課題となっている。

そこで、Webを活用しながら、いつでも、どこでも口座振替登録ができる環境を整備し、市民の利便性を向上させる。これにより、掛川市が目指すスマートフォン等を利用しオンライン上で行政手続きができる「てのひら市役所」の実現を図る。

現在、掛川市が取り扱っている20科目の口座振替について、時間や場所の制約なく申込ができる環境を提供し、市民の利便性及び満足度を高めるとともに効率的な収納管理、期限内納付率を向上させることで、安定的に税・料金等の収入を確保することを目的とする。

2 業務の内容

(1) Web口座振替受付サービスの構築

受注者は、口座振替の申込者（以下「申込者」という。）がパソコンやスマートフォン、タブレット端末等により、インターネット上で受注者の申し込み受付サイトを介し、口座振替の申し込みから対象金融機関への登録依頼までの一連の作業を完了させるサービス（以下「Web口座振替受付サービス」という。）を運営するための準備をする。

なお、当該準備には次を含むものとする。

ア 申込者の基本情報、対象科目の情報及び口座振替の入力画面を構築する。

イ 株式会社NTTデータが提供する「ネット口座受付GWサービス」（以下「GWサービス」という。）と連携し、口座情報等を対象金融機関及び受注者へ正常に引き継ぐためのシステム上の通信接続試験等を行う。

ウ GWサービスとの連携に必要な諸手続き、システム環境の整備等については、受注者がこれを実施し、必要な経費を負担する。

(2) Web口座振替受付サービスの運用

ア 受注者は、申込者からWeb口座振替受付サービスにより口座振替等の申し込みがあった際、GWサービスへの接続を行ったうえで、即時に対象金融機関に申込者の口座情報の照会及び登録依頼（以下「照会等」という。）を行う。

イ 受注者は、照会等が完了した後、掛川市に対し登録結果を還元する。なお申込者に対しては、メール等により通知する。

ウ 受注者は、照会等が完了した後、取扱科目ごとに口座振替結果の一覧表（CSVファイル及びPDFファイル）を作成し、翌日までに還元する。

エ 口座振替登録情報の還元については、L G W A N回線を利用する。

3 業務スケジュール

令和6年9月中に上記2(1)を完了し、上記2(2)に関する申込受付を令和6年10月1日から開始する。ただし、金融機関の都合等により開始時期を変更する場合には、掛川市及び受注者間で別途調整する。

4 サービスを構築する上での留意点

(1) 対応チャンネル

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等

(2) 対応する金融機関

スルガ銀行、静岡銀行、清水銀行、島田掛川信用金庫、浜松磐田信用金庫、静岡県労働金庫、掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合、ゆうちょ銀行

※金融機関数については現段階の予定であり、今後増減することがある。

※金融機関の合併や名称変更がある場合は、受注者と調査のうえ、受注者の負担により随時対応すること。

(3) サービス利用者

上記4(2)に対応する金融機関において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有している個人に限る。

(4) サービス提供時間

24時間365日（掛川市、受注者、金融機関のシステムメンテナンス等の実施期間を除く）。

なお、システムメンテナンス等を実施する際は、受注者は掛川市に対して事前に連絡すること。また、受注者はメンテナンス等の実施中、実施されていることがわかる画面を表示すること。

(5) 取扱科目等

市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、高齢者事業利用料、住宅資金貸付償還金、障がい福祉関係費、富士見台霊園清掃料、公営住宅使用料、財産貸付駐車場料、保育所保育料、子育て事業利用料等、学童保育所利用料、学校給食費、戸別浄化槽使用料、下水道受益者負担金、水道料金、簡易水道料金

(6) 入力画面

取扱科目ごとに作成し、取扱科目ごとに入力項目の制御ができること。

(7) 入力項目

ア 各科目共通項目

- (ア) 口座名義人氏名（漢字）
- (イ) 口座名義人氏名（カナ）
- (ウ) 口座名義人生年月日
- (エ) 口座名義人郵便番号
- (オ) 口座名義人住所（番地）
- (カ) 口座名義人住所（アパート・マンション名）
- (キ) 口座名義人電話番号
- (ク) 口座名義人携帯番号
- (ケ) 口座名義人メールアドレス
- (コ) 口座名義人メールアドレス（再入力）
- (ク) 口座名義人と納付義務者の関係

※口座名義人が納付義務者本人ではない場合には、(ア)～(カ)を「納付義務者」に置き換えた入力項目を表示するなどして、納付義務者を特定できるようにすること。

イ 取扱科目別項目

科目ごとに入力項目を準備し、桁数や文字数、必須又は任意などの入力制御ができること。通知書番号、学校名、注意事項など科目ごとに複数の設定ができること。また、構築中に増減する可能性があるため、最終的な入力項目等は掛川市と協議すること。

(8) 口座情報の認証方法

株式会社NTTデータが提供するGWサービスに準拠すること。

(9) 口座登録結果の還元方法

受注者は口座振替結果の還元専用サイトを整備し、当該サイトにログインするためのID及びパスワードを掛川市と協議のうえ、必要数付与する。

受注者は、掛川市が当該ID及びパスワードを用いて還元専用サイトにログインした際に、口座振替登録結果の一覧データをダウンロードできるようにする。

(10) 情報セキュリティ対策等

受注者は、業務を処理するため掛川市の保有する情報資産又は個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、別記「情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(11) 障害対応

- ア 受注者は、サーバ等重要な機器は堅牢なデータセンターに設置し、冗長化するなど大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。
- イ 受注者は、システム障害等により口座振替等登録結果の還元を含むサービスが利用できない事象が生じた場合は、直ちに掛川市に報告するとともに、復旧に向けた対応を行うこと。また、復旧対応中は対応経過を随時掛川市へ報告すること。
- ウ 受注者は、復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに掛川市に報告すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに掛川市に報告すること。
- エ 受注者は、障害の対応中であることがわかる画面を掲載すること。

(12) その他

受注者は、W e b 口座振替受付サービスにおいて、対象金融機関、取扱科目及び入力科目などの追加及び編集等ができるようにすること。

5 履行状況の報告と確認

受注者は、W e b 口座振替受付サービスを開始する初期構築が完了後（W e b 受付開始前）に当該構築業務が完了したことを掛川市に届け出て、掛川市の検査を受けること。

6 苦情及び照会等の対応

申込者から本契約に基づくW e b 口座振替受付サービスに関する苦情、又は照会等を受けた場合、状況に応じ、受注者は掛川市と共同して事態の收拾を図るものとする。

7 事務の引継ぎ

受注者は、本契約の契約期間が満了し、かつその後の契約を継続しなかった場合、又は本契約が解除されたときは、直ちにW e b 口座振替受付サービス上に登録されているデータ（口座振替申込の受付結果等）を掛川市に引き継ぎ、保有しているデータは廃棄すること。

8 仕様書の変更等

掛川市又は受注者において、本契約業務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に両者で協議し、書面によりこれを定めるものとする。

9 契約金額の支払い

- (1) 受注者は業務を完了したときは報告書等を掛川市に届け出て、検査を受けること。

(2) 掛川市は検査後、受注者からの適法な請求書を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、掛川市及び受注者が協議のうえ、これを決定するものとする。